

延命公園等の指定管理者の指定につき議決を求めることについて

延命公園等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
延命公園	滋賀県東近江市池庄町437番地1 公益社団法人東近江市シルバー 人材センター	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
布施公園 清水川緑地 若松緑地 大水児童公園 若松児童公園 野村児童公園 ひばり丘児童公園 東市辺児童公園 皇美麻児童公園 中野児童公園 前山児童公園	同上	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
川合寺児童公園	滋賀県大津市京町三丁目1番3号 一般社団法人滋賀県造園協会	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

提案理由

延命公園等の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。